

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度 那覇市し尿等下水道放流施設 維持管理業務委託
- (2) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬1-5-11)
- (4) 業務内容 別紙「令和6年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (5) 最低制限価格は設定しない
- (6) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 3 月 25 日（月）午前 10 時
- (2) 場所 那覇市クリーン推進課 会議室
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和 6 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 6 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がございましたら、質問書に記入して FAX にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 那覇市法制契約課に R5・6 年度の委託業者又は工事業者で登録されていること。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第に規定する者に該当しない者であること。

5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

【問い合わせ先】

クリーン推進課管理グループ 伊集

TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274